

○奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例施行規則

平成14年 2月27日規則第12号

改正

平成15年 3月26日規則第 8号

平成17年 3月31日規則第55号

平成17年 5月24日規則第65号

平成19年10月19日規則第84号

平成22年 3月31日規則第49号

平成25年 3月14日規則第 7号

平成30年 7月 3日規則第35号

奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）及び奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例（平成15年奈良市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(営業許可の申請)

第 2 条 省令第 1 条第 1 項に規定する申請書は、旅館業営業許可申請書（別記第 1 号様式）とする。

2 前項の申請書には、省令第 1 条第 2 項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 営業施設の設置場所の周囲おおむね250メートルの区域内の見取図（当該区域内に法第 3 条第 3 項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定された土地を含む。）があるときは、その施設名及びその施設の位置を明示すること。）

(2) 他の法令の規定により許可、認可等を要するときは、当該許可証、認可証等の写し

(3) 上水道水又は簡易水道水以外の水を使用するときは、水質検査成績書

(4) 申請者が法人であるときは、登記事項証明書

(5) その他市長が必要と認める書類

(地位の承継承認の申請)

第3条 省令第2条第1項に規定する申請書は、合併の場合にあつては旅館業営業合併承継承認申請書（別記第2号様式）、分割の場合にあつては旅館業営業分割承継承認申請書（別記第3号様式）とする。

2 省令第3条第1項に規定する申請書は、旅館業営業相続承継承認申請書（別記第4号様式）とする。

（申請書記載事項変更の届出）

第4条 省令第4条の規定による申請書の記載事項の変更の届出は、旅館業営業許可申請書等記載事項変更届（別記第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

（1） 営業者が法人である場合において代表者を変更したときは、登記事項証明書

（2） 構造設備を変更したときは、変更部分を明らかにした図面

（3） 前号の場合において、他の法令の規定により許可、認可等を要するときは、当該許可証、認可証等の写し

（営業の停止等の届出）

第5条 省令第4条の規定による営業の全部又は一部の停止又は廃止の届出は、旅館業停止（廃止）届（別記第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

（1） 営業の全部を廃止したときは、営業の許可証

（2） 営業の一部を停止し、又は廃止したときは、その停止し、又は廃止した営業施設の構造設備を明らかにした図面

（営業の再開の届出）

第6条 営業者は、停止している営業の全部又は一部を再開しようとするときは、旅館業再開届（別記第7号様式）により市長に届け出なければならない。

2 停止している営業の一部の再開の届出をする場合には、前項の届に再開しようとする営業施設の構造設備を明らかにした図面を添えなければならない。

（水質検査項目等）

第7条 条例第8条第4号に規定する検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

（1） 色、濁り、臭い及び味については、1日1回以上検査を行うこと。

（2） 一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）並びにpH値については、1年に1回以上検査を行うこと。

2 条例第8条第7号ア（イ）の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 浴槽水の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる方法において、同表の右欄に定めるとおりであること。ただし、温泉水、井戸水、浴用剤等を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上支障がないと市長が認めるときは、同表のア及びイの基準によらないことができる。

| | | |
|-----------------------|--|-------------------------------|
| ア 濁度 | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法 | 5度以下であること。 |
| イ 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） | 滴定法 | 1リットル中25ミリグラム以下であること。 |
| ウ 大腸菌群 | 下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省令・建設省令第1号）第6条に規定する方法 | 1ミリリットル中に1個以下であること。 |
| エ レジオネラ属菌 | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法 | 検出されないこと（100ミリリットル中に10cfu未満）。 |

(2) 原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる検査の方法において、同表の右欄に定めるとおりであること。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ、衛生上支障がないと市長が認めるときは、同表アからエまでの基準によらないことができる。

| | | |
|-----------------------|------------------------------------|-----------------------|
| ア 色度 | 比色法又は透過光測定法 | 5度以下であること。 |
| イ 濁度 | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法 | 2度以下であること。 |
| ウ pH値 | ガラス電極法 | 5.8以上8.6以下であること。 |
| エ 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） | 滴定法 | 1リットル中10ミリグラム以下であること。 |

| | | |
|-----------|---|--|
| オ 大腸菌群 | 乳糖ブイヨン-ブリリアント グリーン乳糖胆汁ブイヨン培 地法又は特定酵素基質培地法 | 50ミリリットル中に検出 されないこと。 |
| カ レジオネラ属菌 | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮 法 | 検出されないこと（100ミ リリットル中に10 c f u 未満）。 |

3 条例第8条第7号ア（ウ）の規則で定める温度は、貯湯槽に注入される原湯又は貯湯槽から供給する温水の量が最大である状態においては摂氏55度と、その他の状態においては摂氏60度とする。

4 条例第8条第7号ア（ク）の規則で定める基準は、1リットル中0.2ミリグラム程度から0.4ミリグラム程度までとする。

5 条例第8条第7号イ（イ）の規則で定める基準は、第2項第2号に定める基準とする。
（営業者の遵守事項）

第8条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 非常時の避難路を明示した施設図を客室、廊下等の適当な場所に表示すること。
- （2） 簡易宿所営業以外の営業施設においては、宿泊者相互の同意がないときは、宿泊者を同室させないこと。
- （3） 次に掲げる事項を記載した営業従事者名簿を整備しておくこと。

ア 住所、氏名及び生年月日

イ 就業年月日

ウ 健康診断受診年月日及び疾病の有無

エ 退職年月日

（宿泊者名簿）

第9条 省令第4条の2第3項第2号に規定する市長が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 客室の名称又は番号
- （2） 性別及び年齢
- （3） 到着年月日
- （4） 出発年月日
- （5） 前宿泊地

(6) 行先地

(外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために必要な措置)

第10条 条例第11条の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 外国語を用いて、旅館業の施設の設備の使用方法に関する案内をすること。
- (2) 外国語を用いて、移動のための交通手段に関する情報を提供すること。
- (3) 外国語を用いて、火災、地震その他の災害が発生した場合における通報連絡先に関する案内をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保を図るために市長が必要と認める措置
(周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明)

第11条 条例第12条第1項の規定による説明は、書面の備付けその他の適切な方法により行わなければならない。

2 条例第12条第1項の旅館業の施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項であって規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 騒音の防止のために配慮すべき事項
- (2) ごみの処理に関し配慮すべき事項
- (3) 火災の防止のために配慮すべき事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、旅館業の施設の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し市長が必要と認める事項
(営業者の報告)

第12条 条例第15条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 1月ごとの宿泊者数
- (2) 1月ごとの延べ宿泊者数
- (3) 1月ごとの国籍別の宿泊者数の内訳
- (4) 1月ごとの稼働率を算出するために市長が必要と認める事項

2 営業者は、旅館業の施設ごとに、毎年1月、4月、7月及び10月の15日までに、それぞれの月の前3月における前項各号に掲げる事項を、市長に報告しなければならない。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日規則第8号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第55号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項に2号を加える改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則（平成17年5月24日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月19日規則第84号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年10月20日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市旅館業法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成22年3月31日規則第49号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則によるそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成25年3月14日規則第7号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月3日規則第35号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条から第12条の規定は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則によるそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記

第1号様式（第2条関係）

旅館業営業許可申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住 所
氏 名 ㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

生年月日

電 話

次のとおり旅館業の営業の許可を受けたいので、旅館業法第3条第1項の規定により申請します。

| | | | | |
|-------------------------------|-----------------------------|--|--------|--|
| 営業施設 | 名 称 | | | |
| | 所在地 | 電 話 | | |
| 営業の種別 | 旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業 | | | |
| 風俗営業兼業の有無 | 有 () ・ 無 | | | |
| 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し | 別添のとおり | | | |
| 管理者設置の有無 | 有 ・ 無 (有の場合は右の事項) | 住 所 | | |
| | | 氏名及び生年月日 | 年 月 日生 | |
| 営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当することの有無 | 有 ・ 無 (有の場合は該当区分) | 1 キャンプ場等の特定の季節に限り営業するもの 営業期間 月 日から 月 日まで 2 交通が著しく不便な地にある利用度の低いもの 3 体育会等のために一時的に営業するもの 営業期間 月 日から 月 日まで 4 農林漁業体験民宿業を営むもの | | |
| 旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無 | 申請者 | 有 (号該当) ・ 無 | | |
| | 法人の場合の業務執行役員 | 有 (号該当) ・ 無 | | |
| 営業施設の構造 | 造り 階建 棟 | | | |
| | 既 設 ・ 新 設 ・ 増 改 築 ・ 用 途 変 更 | | | |
| 建設 | 建築年月日 | 年 月 日 | | |

| の概要 | 敷地面積 | | m ² | | 建築面積 | | m ² | | |
|-------------------------------|---------|--------------|----------------|----|------------------------|----------------|----------------|----|----------|
| | 建物延べ床面積 | | m ² | | 旅館業対象施設延べ床面積 | | m ² | | |
| 構造 | 客階 | 室数 | | | 浴室又はシャワー室、便所及び洗面設備付き客室 | 1客室当たり | | 定員 | 換設 気備 |
| | | 寝台有 | 寝台無 | 計 | | 床面積 | 天井の高さ | | |
| | | 室 | 室 | 室 | 室 | m ² | m | 人 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | 室 | 計 | | | | / | | | / |
| 設備 | 共同 | 男子用女子用の区分の有無 | 和式 | | 洋式 | | 換設 気備 | | |
| | | | 箇所数 | 個数 | 箇所数 | 個数 | | | |
| | | 有・無 | 箇所 | 個 | 箇所 | 個 | | | |
| | | 有・無 | | | | | | | |
| | 用 | 有・無 | | | | | | | |
| | | 有・無 | | | | | | | |
| | 便 | 有・無 | | | | | | | |
| 所 | 計 | / | | | | | / | | |
| 水洗式・くみ取り式（便槽は、井戸から m・調理場から m） | | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|-------------|--------------|--|-----|--|------|------|
| の 概 要 | 共同用浴室又はシャワー室 | 階 | 男子用 | 女子用 | 男女兼用 | 換気設備 |
| | | | 箇所 | 箇所 | 箇所 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | 計 | | | | |
| | 共同用洗面設備 | 階 | 箇所数 | 湯栓数 | 水栓数 | 混合栓数 |
| | | | 箇所 | 個 | 個 | 個 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | 計 | | | | |
| | その の | 玄関帳場等 | | 1 玄関帳場 (m ²) 2 玄関帳場に類する設備 (設備の概要) 3 玄関帳場等に代替する機能を有する設備 (設備の概要) | | |
| ロビー又は玄関広間 | | 有 (m ²) ・ 無 | | | | |
| 食堂 | | 有 (m ²) ・ 無 | | | | |
| 調理室 | | 有 (箇所、 m ² 、他の業種との兼用の有無) ・ 無 有 ・ 無 | | | | |

| | | | |
|--|--|-----------------------|------|
| 他 | 冷・暖房施設 | 冷房設備 | 暖房設備 |
| | | 有・無 | 有・無 |
| | 寝具類 | 人分 | |
| | 使用水 | 上水道水・簡易水道水・井戸水・その他（ ） | |
| | 奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例第4条第4号に該当することの有無 | 有・無 | |
| 奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例第4条第5号に該当することの有無 | 有・無 | | |

添付書類

- (1) 営業施設の構造設備を明らかにする図面（各階平面図及び立面図）
- (2) 営業施設の設置場所の周囲おおむね250メートルの区域内の見取図（当該区域内に法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定された土地を含む。）があるときは、その施設名及びその施設の位置を明示すること。）
- (3) 他の法令の規定により許可、認可等を要するときは、当該許可証、認可証等の写し
- (4) 上水道水又は簡易水道水以外の水を使用するときは、水質検査成績書
- (5) 申請者が法人であるときは、登記事項証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第3条関係）

旅館業営業合併承継承認申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 所在地

名称

代表者の氏名

㊟

電話

次のとおり旅館業の営業者の地位の合併による承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により申請します。

| | | |
|-------------------------|------------|----------------------|
| 営業施設 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| 営業の種類別 | | 旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業 |
| 許可年月日及び許可番号 | | 年 月 日 第 号 |
| 合併により消滅する法人 | 名称 | |
| | 主たる事務所の所在地 | |
| | 代表者の氏名 | |
| 承継者（旅館業を承継する法人） | 名称 | |
| | 主たる事務所の所在地 | |
| | 代表者の氏名 | |
| 合併予定年月日 | | 年 月 日 |
| 旅館業法第3条第2項第7号に該当することの有無 | | 有 ・ 無 （ 有の場合はその内容 ） |

添付書類 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し

第3号様式（第3条関係）

旅館業営業分割承継承認申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者 所在地
 名 称
 代表者の氏名 ㊟
 電 話

次のとおり旅館業の営業者の地位の分割による承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により申請します。

| | | |
|-------------------------|------------|----------------------|
| 営 業 設 | 名 称 | |
| | 所 在 地 | |
| 営 業 の 種 別 | | 旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業 |
| 許可年月日及び許可番号 | | 年 月 日 第 号 |
| 分 割 前 の 法 人 | 名 称 | |
| | 主たる事務所の所在地 | |
| | 代表者の氏名 | |
| 承継者（旅館業を承継する法人） | 名 称 | |
| | 主たる事務所の所在地 | |
| | 代表者の氏名 | |
| 分 割 予 定 年 月 日 | | 年 月 日 |
| 旅館業法第3条第2項第7号に該当することの有無 | | 有 ・ 無 （ 有の場合はその内容 ） |

添付書類 分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し

第4号様式（第3条関係）

旅館業営業相続承継承認申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

申請者 住 所
氏 名 ㊟
生年月日
電 話
被相続人との続柄

次のとおり旅館業の営業者の地位の相続による承継の承認を受けたいので、旅館業法第3条の3第1項の規定により申請します。

| | | |
|-------------------------------------|----------|------------------|
| 営 施 業 設 | 名 称 | |
| | 所 在 地 | |
| 営 業 の 種 別 | 旅館・ホテル営業 | 簡易宿所営業 下宿営業 |
| 許可年月日及び許可番号 | 年 月 日 | 第 号 |
| 被 相 続 人 の 住 所 | | |
| 被 相 続 人 の 氏 名 | | |
| 相 続 開 始 年 月 日 | 年 | 月 日 |
| 旅館業法第3条第2項第1号から第6号まで又は第8号に該当することの有無 | 有 ・ 無 | 有の場合はその内容 () |

添付書類

- (1) 戸籍謄本
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第5号様式（第4条関係）

旅館業営業許可申請書等記載事項変更届

年 月 日

（宛先）奈良市長

届出者 住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

電 話

次のとおり旅館業営業許可申請書（旅館業営業合併承継承認申請書・旅館業営業分割承継承認申請書・旅館業営業相続承継承認申請書）の記載事項に変更がありましたので、旅館業法施行規則第4条の規定により届け出ます。

| | | |
|-------------|-------|----------------------|
| 営 業 設 | 名 称 | |
| | 所 在 地 | |
| 営 業 の 種 別 | | 旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業 |
| 許可年月日及び許可番号 | | 年 月 日 第 号 |
| 変 更 事 項 | 変 更 前 | |
| | 変 更 後 | |
| 変 更 の 理 由 | | |
| 変 更 年 月 日 | | 年 月 日 |

添付書類

- （1） 営業者が法人である場合において、代表者を変更したときは、登記事項証明書
- （2） 構造設備を変更したときは、変更部分を明らかにした図面
- （3） （2）の場合において、他の法令の規定により許可、認可等を要するときは、当該許可証、認可証等の写し

第6号様式（第5条関係）

旅館業停止（廃止）届

年 月 日

（宛先）奈良市長

届出者 住 所

氏 名

㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

電 話

次のとおり旅館業を停止（廃止）しましたので、旅館業法施行規則第4条の規定により届け出ます。

| | | |
|---------------------|-----------|-------------|
| 営 施 業 設 | 名 称 | |
| | 所 在 地 | |
| 営 業 の 種 別 | 旅館・ホテル営業 | 簡易宿所営業 下宿営業 |
| 許可年月日及び許可番号 | 年 月 日 | 第 号 |
| 停 止 ・ 廃 止 の 別 | 停 止 ・ 廃 止 | |
| 停止又は廃止の全部・一部 の 別 | 全 部 ・ 一 部 | |
| 停 止 （ 廃 止 ） 年 月 日 | 年 | 月 日 |
| 停 止 （ 廃 止 ） の 理 由 | | |
| 停止の場合はその期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで |

添付書類

- （1） 営業の全部を廃止したときは、営業の許可証
- （2） 営業の一部を停止し、又は廃止したときは、その停止し、又は廃止した営業施設の構造設備を明らかにした図面

第7号様式（第6条関係）

旅 館 業 再 開 届

年 月 日

（宛先）奈良市長

届出者 住 所

氏 名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名）

電 話

次のとおり停止していた旅館業の全部（一部）を再開しますので、奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例施行規則第6条第1項の規定により届け出ます。

| | | | | |
|-------------|-----|----------|---------|------|
| 営 施 | 業 設 | 名 称 | | |
| | | 所 在 地 | | |
| 営 業 の 種 別 | | 旅館・ホテル営業 | 簡易宿所営業 | 下宿営業 |
| 許可年月日及び許可番号 | | 年 月 日 | 第 号 | |
| 営業停止届出年月日 | | 年 月 日 | | |
| 営業停止期間 | | 年 月 日から | 年 月 日まで | |
| 再開年月日 | | 年 月 日 | | |

添付書類 停止している営業の一部を再開しようとするときは、再開しようとする営業施設の構造設備を明らかにした図面